

衆議院法務委員会ニュース

【第 201 回国会】令和 2 年 3 月 13 日（金）、第 4 回の委員会が開かれました。

- 1 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件（検察官の勤務延長等）
 - ・ 森法務大臣から発言がありました。
 - ・ 森法務大臣、宮下内閣府副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。（質疑者）葉梨康弘君（自民）、川内博史君（立国社）、藤野保史君（共産）、串田誠一君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

葉梨康弘君（自民）

- （1） 今回の法務大臣の答弁の撤回と謝罪はどのような点が問題となり撤回と謝罪に至ったのかについての森法務大臣の認識
- （2） 夫婦別氏制度について法務大臣が個人的見解を述べることの是非についての森法務大臣の認識
- （3） 3 月 11 日に参議院予算委員会を中座した際の記者との立ち話で「国会からの要請」で答弁を撤回した旨の法務大臣の発言の「国会からの要請」が指す内容についての法務大臣に対する確認

川内博史君（立国社）

- （1） 3 月 9 日の参議院予算委員会における法務大臣の答弁についての撤回と謝罪
 - ア 法務検察行政に対する国民の信頼をおとしめたことを謝罪する必要性についての森法務大臣の認識
 - イ 昨日、法務大臣が首相官邸で記者団に対して法務省が確認した事実と異なる事実を述べてしまったと発言した事実の確認
 - ウ 法務省が確認した事実と異なる事実を述べてしまったという発言の趣旨は 3 月 9 日の答弁内容はやはり事実であるとの森法務大臣の認識を示しているのではないかとの疑念に対する見解
 - エ 法務省が確認した事実と自らが発言したこれと異なる事実のどちらを森法務大臣が真実であると認識しているかの確認
 - オ 3 月 9 日に発言した内容が真実でないのであれば、「法務省が確認した事実と異なる事実を述べてしまった」との記者団への発言も訂正して謝罪する必要性
 - カ 仙台高等検察庁検事長から法務大臣及び検事総長に宛てた平成 23 年 11 月 14 日付けの東日本大震災による被害と検察運営等についての報告書を森法務大臣が読んでいるか否かの確認
 - キ カの報告書を読んだ時期の確認
 - ク カの報告書を過去に読んでいることから森法務大臣は法務省が確認した事実を認識した上で 3 月 9 日の答弁をしていることの確認
 - ケ 内閣総理大臣から受けた嚴重注意の内容
 - コ ケの嚴重注意は口頭又は文書のいずれによるものかの確認
 - サ 嚴重注意を受けるため首相官邸に呼ばれた際に森法務大臣が辞表を持参していたか否かの確認
 - シ 嚴重注意を受けた際に森法務大臣から辞任の意向を示したか否かの確認
- （2） 検察官の勤務延長
 - ア 黒川東京高等検察庁検事長の勤務延長に係る閣議決定の撤回についての法務大臣の意向
 - イ 検察庁法制定以来の検事の任官者数
 - ウ 勤務延長に係る検察庁法の解釈の整理は法務大臣の指示によるものかの確認
 - エ 解釈整理に関する法務省内の検討プロセスについての答弁を控える法的根拠
 - オ 解釈整理を行うこととした端緒
 - カ 解釈変更の検討に当たっての国家公務員法の定年制度を所管する内閣人事局との協議の有無

- キ 内閣人事局との協議の有無をこれまで説明しなかった理由
- ク 本年1月22日及び24日に法務事務次官が首相官邸で面会した相手方
- ケ 国家公務員が公務遂行として打ち合わせをした相手方を秘匿する法的根拠

藤野保史君（共産）

- (1) 3月9日の参議院予算委員会における法務大臣の答弁についての撤回と謝罪
 - ア 自身の答弁が二転三転していることについての森法務大臣の認識
 - イ 東日本大震災発災当時の福島地方検察庁いわき支部の活動についての法務省の事実認識
 - ウ 福島地方検察庁いわき支部が被疑者の釈放を行った法的根拠
 - エ 今般の森法務大臣の個人的見解そのものの撤回の有無
 - オ 3月9日の参議院予算委員会での答弁と検察官の勤務延長に関する解釈変更との関係について同月11日の衆議院法務委員会で答弁した「離島等にいる場合」が人事院規則11-8第7条第2号に該当するものであることの確認
 - カ 黒川東京高等検察庁検事長の勤務延長には人事院規則11-8（職員の定年）第7条第3号が適用されるにもかかわらず同条第2号に関係する福島の事例を答弁した理由
 - キ 参議院予算委員会離席中のマスコミ取材は法務大臣からマスコミに持ち掛けたのか否かの確認
 - ク 参議院予算委員会を離席中にマスコミ取材に応じたことは不適切であることについての法務大臣の認識
 - ケ 法務大臣が内閣総理大臣から受けた嚴重注意の内容
 - コ 今般の答弁撤回に対する安倍政権の問題意識の内容
- (2) 検察官の勤務延長
 - ア 国家公務員法の勤務延長制度が検察官にも適用できるとする解釈変更について裁判所構成法を根拠にして行うことの不適切性
 - イ 今般の解釈変更が三権分立を根底から覆すものであるとの認識の有無
 - ウ 裁判所構成法に基づき裁判官や検察官の勤務延長が行われた事例の有無
 - エ 適用事例の有無も不明であり死文化していた裁判所構成法の勤務延長制度を今般の解釈変更の根拠とすることについての法務大臣の見解

串田誠一君（維新）

- (1) 検察官の勤務延長
 - ア 3月9日の参議院予算委員会における法務大臣の答弁についての撤回と謝罪
 - a 撤回の範囲は「検察官が逃げた」「理由もなく釈放した」という表現に関するものか答弁そのものかの確認
 - b 答弁を撤回すると検察官の勤務延長の解釈変更の理由とした社会情勢の変化についての説明が行われていないことになるのではないかととの考えに対する法務大臣の見解
 - c 撤回された答弁に関する質疑により参議院予算委員会で費やされた時間と同じ分の質疑時間をやり直すべきとの考えに対する法務大臣の見解
 - イ 解釈変更の理由である社会情勢の変化として答弁した法務大臣の個人的見解を撤回したならば、勤務延長についての解釈変更を行う理由がないとの考えに対する法務大臣の見解
 - ウ 9年前の東日本大震災を解釈変更の理由である社会情勢の変化であるとするならば、検察官の勤務延長は解釈変更によるのではなく法律の改正で対応すべきであったとの考えに対する法務大臣の見解
 - エ 昭和59年の風営法改正案の国会審議におけるパチンコ台のくぎの調整は現状維持を含めて一切許されない旨の答弁の有無

- オ 昭和56年の国家公務員法改正案の審議において検察官に勤務延長を含む国家公務員法の定年制度は適用されないとの答弁があるにもかかわらず、その答弁をした政府が解釈変更を行うことは国会を否定する行為であるとの考えに対する法務大臣の見解
 - カ 法案の国会審議で明らかになった条文の解釈を政府が社会情勢の変化を理由として変更してしまうならば、今後は全ての法案について解釈変更できないように修正しなければならないとの考えに対する法務大臣の見解
 - キ 昭和56年から検察官の勤務延長制度が存在するとする根拠法
 - ク 法務大臣が解釈変更を適法と表現している趣旨
 - ケ 法務大臣が条文の解釈変更を適法と表現することは、立法機関である国会や司法判断を行う裁判所を無用とみなして行政の行為を全て適法と判断することになるのではないかとの考えに対する法務大臣の見解
- (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案の成立後の緊急事態宣言
- ア 民間放送事業者が指定公共機関とされる可能性についての内閣府副大臣の見解
 - イ 今後の社会情勢の変化によって民間放送事業者を指定公共機関とする可能性についての内閣府副大臣の見解
 - ウ 検察官の勤務延長についての国家公務員法の解釈変更が許されることに鑑みると、本法律の解釈変更も社会情勢の変化を理由に行われるおそれがあることから、指定しないと明言するなら民間放送事業者を指定公共機関の対象外とする修正を行う必要があったのではないかとの考えに対する内閣府副大臣の見解
 - エ ウの答弁は3月11日の本委員会における民間放送事業者の放送内容への介入の可否についての山尾委員の質問に対する答弁内容を変更するものであるか否かの確認
- (3) 検察官の勤務延長は解釈変更ではなく法律改正により行われたこととするために、今国会に提出予定の国家公務員法改正案における検察官の定年延長に関する規定の施行期日を令和2年1月1日として、遡及適用することの可否